

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）及び研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。）を踏まえ、動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月日本学術会議。以下「ガイドライン」という。）、関西大学研究倫理規程等に基づき、学長を最終責任者とし、関西大学（以下「本学」という。）における動物実験等について、科学的合理性、動物愛護、周辺環境の保全及び教職員、学生等の安全確保の観点から、適正に実施するため必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 動物実験等の実施に当たっては、動物愛護管理法、飼養保管基準、基本指針及び環境省告示の動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）に則し、次に掲げる動物実験等の3Rの原則に基づき、適正に実施する。

- (1) Reduction（使用数の削減）
- (2) Replacement（代替法の利用）
- (3) Refinement（苦痛の軽減）

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 動物実験等 哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物の生体を教育又は研究その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (3) 動物飼養保管室 実験動物を恒常的に飼養、保管及び動物実験等を行う施設をいう。
- (4) 動物実験室 動物実験等を実施する施設をいう。
- (5) 施設等 動物飼養保管室及び動物実験室をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験実施責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括し、動物実験計画書に記載された動物実験等に関する責任を負う者をいう。
- (9) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者をいう。
- (10) 実験動物管理者 管理者を補佐して実験動物の管理を担当する者をいう。

- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の使用又は保管に従事する者をいう。
- (12) 動物実験室管理者 学長の承認を受け、動物実験室を管理する者をいう。
- (13) 管理者等 管理者、実験動物管理者及び動物実験室管理者をいう。

第2章 適用範囲

第4条 この規程は、千里山キャンパスにおいて行われる全ての動物実験等に適用する。

- 2 哺乳類、鳥類及び爬虫類以外の動物を実験に用いる場合においても、この規程の趣旨に沿って行う。

第3章 組織

第5条 学長は、本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の飼養及び保管を最終的な責任者として統括する。

- 2 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、動物飼養保管室及び動物実験室の承認、教育訓練、自己点検、評価、情報公開その他動物実験等の適正な実施に関して調査、報告又は助言を行う組織として、第4章に定める動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 3 管理者等、動物実験実施責任者、動物実験実施者及び飼養者は、学長及び委員会の指示・指導に基づき、速やかに適切な対応をとらなければならない。

第4章 動物実験委員会

（委員会の業務）

第6条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が指針等及びこの規程に適合していることの審議に関すること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼育保管状況に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価に関すること。
- (6) その他動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。

（委員会）

第7条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副学長（研究推進担当）
 - (2) 研究推進部副部長 1名
 - (3) 動物実験等に関して優れた見識を有する者 若干名
 - (4) 実験動物に関して優れた見識を有する者 若干名
 - (5) 管理者 若干名
 - (6) その他の学識経験を有する者 若干名
 - (7) 学部・大学院事務グループ所属事務職員 1名
- 2 前項第3号から第7号までの委員は、学長が委嘱し、任期は2年とする。
 - 3 第1項第1号及び第2号の委員の任期は、役職在任中とする。

- 4 委員に欠員が生じた場合には、学長は、委員を新たに委嘱しなければならない。ただし、当該委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員長は、第1項第1号の委員が務める。
- 6 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 7 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 8 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 9 各委員は、次に掲げる事項の審査に加わることができない。
 - (1) 自身が管理者となる動物飼養保管室の設置申請書
 - (2) 自身が管理者である施設の動物実験室への指定
 - (3) 自身が動物実験実施責任者となる動物実験計画書
- 10 委員会の議事は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数によって議決する。可否同数のときは、委員長が決定する。
- 11 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 12 委員会に関する事務は、研究支援・社会連携グループが行う。
- 13 議事録は、2年間保存しなければならない。

(守秘義務)

第8条 委員及び事務局は、動物実験計画について知り得た情報を、法令その他の正当な理由なしに第三者へ開示又は漏えいしてはならない。

第5章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続)

第9条 動物実験実施責任者は、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験計画書を所属長を経て学長に提出しなければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性に関すること。
 - (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
 - (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
 - (4) 苦痛の軽減のため動物実験等を適切に行うこと。
 - (5) 苦痛度の高い動物実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階において、実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング（以下「人道的エンドポイント」という。）の設定を検討すること。
- 2 学長は、動物実験実施責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、その結果を当該動物実験実施責任者に通知しなければならない。
 - 3 動物実験実施責任者は、前項の通知後に次に掲げる変更等を希望するときは、変更内容を記載した動物実験計画書を所属長を経て学長に提出しなければならない。
 - (1) 動物実験実施者の変更
 - (2) 実験動物種及び使用数等の変更及び追加

(3) 実験実施期間の変更

- 4 学長は、動物実験実施責任者から変更後の動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、その結果を当該動物実験責任者に通知しなければならない。
- 5 動物実験実施責任者は、学長の承認を受けた後でなければ、動物実験を行うことができない。
- 6 動物実験計画が複数年度にわたる場合は、動物実験計画書を毎年度提出しなければならない。
- 7 委員会は、提出された動物実験計画書を5年間保存しなければならない。

(実験操作)

第10条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、動物愛護管理法、飼養保管基準、基本指針及びガイドラインに則するとともに、次に掲げる事項を遵守する。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - ア 適切な麻酔薬、鎮痛剤等の利用
 - イ 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮
 - ウ 適切な術後管理
 - エ 適切な安楽死の選択
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令、本学の定める規程等に従うこと。
- (4) 物理的、化学的に危険な材料を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設及び設備を確保すること。
- (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導の下で行うこと。

2 動物実験実施責任者は、動物実験計画を実施した後、動物実験結果報告書により、使用動物数、計画変更の有無、成果等について所属長を経て学長に報告しなければならない。

第6章 施設等

(動物飼養保管室の設置)

第11条 管理者は、動物飼養保管室を新たに設置又は変更する場合には、動物飼養保管室設置・更新申請書を所属長を経て学長に提出し、承認を得なければならない。

- 2 48時間以上の実験動物の飼養及び保管は、学長の承認を得た動物飼養保管室に限り行うことができる。
- 3 学長は、申請された動物飼養保管室を委員会に調査させ、その助言により承認又は非承認を決定し、その結果を当該動物飼育室管理者に通知する。
- 4 承認を受けた動物飼養保管室は、5年ごとに更新審査を受けるものとする。
- 5 委員会は、承認を受けた動物飼養保管室設置・更新申請書の写しを当該動物飼養保管室が廃止されるまでの期間保存しなければならない。

(動物飼養保管室の要件)

第12条 動物飼養保管室は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 動物種や飼養保管数に応じた飼養設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 動物の飼養に直接関係しない者の立入りを制限するため、施錠設備が設置されており、入退の記録がとれること。
- (6) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (7) 管理者が設置されていること。

(動物実験室の設置)

第13条 動物実験室管理者は、動物実験室を新たに設置又は変更する場合には、動物実験室設置・更新申請書を所属長を経て学長に提出し、承認を得なければならない。

2 学長は、申請された動物実験室を委員会に調査させ、その助言により承認又は非承認を決定し、その結果を当該動物実験室管理者に通知する。

3 承認を受けた動物実験室は、5年ごとに更新審査を受けるものとする。

4 委員会は、承認を受けた動物実験室設置・更新申請書の写しを当該実験室の指定解除までの期間保存しなければならない。

(動物実験室の要件)

第14条 動物実験室は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 衛生的な取扱いを行うことができる設備を有すること。
- (3) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (4) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (5) 当該実験室の利用者に、動物実験等に関する基本的な遵守事項を周知していること。

(施設等の維持管理及び改善)

第15条 管理者等は、実験動物の適正な管理及び動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第16条 管理者等は、施設等を廃止する場合は、施設等（動物飼養保管室・動物実験室）廃止届を所属長を経て学長に提出しなければならない。

2 管理者等は、学長の承認を受けた後でなければ、施設等を廃止することができない。

3 学長は、届けられた施設等を委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定し、その結果を管理者等に通知しなければならない。

第7章 実験動物の飼育及び保管

(実験動物の飼育及び保管等)

第17条 管理者等、動物実験実施責任者、動物実験実施者及び飼養者は、動物愛護管理法、飼養保管基準、基本指針、ガイドライン、この規程及び管理者等の定める施設の管理運用上必要な事項に基づき、適正な飼養管理を行わなければならない。

2 動物実験実施責任者、動物実験実施者及び飼養者は、学長、委員会及び管理者等の助言又は指導に従わなければならない。

3 動物実験実施責任者は、動物飼養保管室に実験動物を搬入する際には、管理者に動物搬入届を提出しなければならない。

(記録の保管及び報告)

第18条 動物実験実施責任者は、実験動物に関する基本的な情報（種類等、数、入手先、搬入・排出日、飼養履歴・病歴等）に関する記録を一定期間保管しなければならない。

2 動物実験実施責任者は、前項の記録を委員会の求めに応じて報告しなければならない。

第8章 安全管理

(危害防止及び緊急時対応)

第19条 管理者等は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

2 管理者等は、実験動物が施設等外へ逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 管理者等は、動物実験実施責任者、動物実験実施者及び飼養者に人獣共通感染症やその他危害防止に係る教育を行い、適切な措置を講じなければならない。

4 管理者等は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

5 管理者等は、事故、感染症の発生その他緊急事態発生時にとるべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対し周知を図らなければならない。

6 管理者等は、前項の緊急時に際し、計画に基づき、人的被害の拡大、周辺環境の保護及び動物愛護の観点から適切な措置を講じなければならない。

(教育訓練)

第20条 動物実験実施責任者、動物実験実施者及び飼養者は、次に掲げる事項に関し、教育訓練を受けなければならない。

(1) 関連法令、基本指針、ガイドライン及び本学の定める規程、指針等

(2) 動物実験等の方法に関する基本的事項

(3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項

(4) 安全確保、安全管理、人獣共通感染症等に関する事項

(5) その他適切な動物実験等の実施に関する事項

2 管理者等は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存しなければならない。

第9章 自己点検及び情報公開

(自己点検・評価・検証)

第21条 学長は、委員会に、基本指針への適合性並びに飼養保管基準の遵守状況に関し、自己点検・評価を行わせなければならない。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、管理者等、動物実験実施責任者、動物実験実施者及び飼養者に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めなければならない。

(情報公開)

第22条 委員会は、次に掲げる本学の動物実験等に関する情報を毎年1回程度公表しなければならない。

(1) 動物実験等に関する規程

(2) 実験動物の飼養保管状況

(3) 自己点検・評価、外部の機関等による検証の結果等

第10章 その他

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は、動物実験委員会及び研究推進委員会の審議を経て行う。

附 則

1 この規程は、2018年4月1日から施行する。

2 関西大学化学生命工学部動物実験規程（平成26年7月9日制定）及び関西大学化学生命工学部動物実験委員会規程（平成26年7月9日制定）は、廃止する。

3 この規程の施行の際現に前項の規定による廃止前の関西大学化学生命工学部動物実験委員会規程（平成26年7月9日制定）第5条により承認された動物飼育室及び第6条により承認された動物実験室並びに第8条により承認された動物実験計画は、この規程の相当規定により承認されたものとみなす。

附 則

この規程（改正）は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2019年10月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2019年12月1日から施行する。